第7期 市町村分別収集計画

(平成 26 年 4 月~平成 31 年 3 月)

須 坂 市 平成 25 年 6 月

目 次

1.	計画策定の意義
2.	計画の基本的方向
3.	計画期間
4.	計画の対象品目
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項2
7.	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係わる分別の区分
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法····································
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法······5
10.	分別収集を実施するものに関する基本的な事項
1 1.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項6
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項7

1. 計画策定の意義

私たちの生活で発生する廃棄物は、増加しつづけ、種類も多様化している。 しかし、現在私たちが行なっている大量消費、大量廃棄が地球環境に重大な 影響を与えていることが懸念されている。資源の有効利用、地球温暖化の防 止などの観点から、排出されたごみを焼却または埋め立てを基本とし、いか に適正に処理するかという視点に立った従来の処理方針から、処理すべき廃 棄物そのものをできる限り少なくするため、「資源循環型社会」の形成が求 められている。

そのためには、それぞれの立場での役割を認識し、行動することが重要である。

当市における分別収集は、平成7年度より、古紙・スチール缶・アルミ缶・空きビン、平成12年10月からはペットボトル、ペットボトルを除くプラスチック容器を対象とし、再生資源として利用している。野外焼却の禁止などの法律改正もあり、可燃ごみについては平成14年度をピークに毎年増加していたが、平成15年からの一部有料化により、その後は減少傾向に転じた。また、更なる減量を目指して、平成22年7月から家庭ごみの全面有料化を実施した。分別の徹底を図り、ごみ減量化を進めなければ焼却炉も老朽化しており、焼却炉に対する負荷も大きくその影響は過大なものとなっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、またごみ減量の目標値を設定し廃棄物の削減と資源保護を図る目的で、市民、事業者、行政が協力し、それぞれの立場で具体的な推進方策を明らかにするとともに、取り組むべき方針を示したものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1)全ての関係者が一体となった取り組みによる分別収集の促進
- (2) ごみ減量化、リサイクル、再利用を目指した地域社会づくり
- (3) 市民・事業者参加型の広域的取組の展開

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年 4 月を始期とする平成 30 年度までの 5 ヵ年とし、3年ごとに改定する。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
容器包装廃棄物	2,450 t	2,430 t	2,410 t	2,390 t	2,360 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。 なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 町(区) 自治会への分別排出の徹底

ごみ減量化、資源化及びごみ分別排出の徹底を図るため、ステーション 当番制を継続して指導していく。

(2) 教育·啓発活動

小・中学校全校に、学校生活を通じごみの分別をすること、併せて資源化すること、物を大切にすること等リサイクル教育を行う。

ごみ処理施設の見学や地域懇談会等を通じ、ごみの正しい分別の方法や ごみの排出状況の認識を深めてもらい、ごみ・資源物の分け方出し方及 び不燃物・資源物・収集カレンダーの全戸配布により、資源回収への排 出を啓発し資源物の一般ごみへの混入を抑制する。

(3) ごみ指定袋に手数料を上乗せする有料化の継続実施

分別やルールの徹底を図るため、ごみ指定袋に 10 あたり 1 円の手数料を上乗せする家庭ごみの有料化を継続実施し、可燃ごみ・不燃ごみの排出を抑制する。

(4) 買い物袋持参運動の推進

市内の女性団体と協力し、店頭でのマイバッグ持参運動の啓発、推進を毎月行うとともに、スーパーマーケット各店でのノーレジ袋の推進について協力を求めていく。

(5) 各種補助制度

① 資源回収報償金

学校・PTA・育成会・各種団体などが、再資源化対象物を収集し、 リサイクルルートに乗せることに対し補助金を交付し、ごみの再資源化 や減量化を推進する。

② 環境整備費設置奨励補助金

生ごみ処理機、生ごみ堆肥化処理容器の購入に対する補助を行い、可燃ごみの排出抑制を推進する。

③ ごみ集積施設・設備整備費補助金

地域環境美化を推進を図るため、一般ごみ集積施設設置への1/2以内の補助行なう。

また、美観上特に優れ、周辺の景観と調和を図るごみ集積施設に対しては、4/5以内の補助を行なう。

④ ごみ減量化報償物品交付制度

各世帯での生ごみの減量(堆肥化)の取組みを推進するため、「ダンボールでできる生ごみ堆肥化」の機材を交付する。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分(第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶 類
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外の もの	紙パック、段ボール以外の 紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てん するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの	ペットボトル以外のプラス チック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

	26年		27年	F 度	28年		29年		30年	
主としてスチール製の容器	65	ī t	64	1 t	63	3 t	62	2 t	61	1 t
主としてアルミ製の容器	22	2 t	22	2 t	22	2 t	22	2 t	22	2 t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	·計)	(合	計)
無色のガラス製容器	11	1 t	11	0 t	10	9 t	10	8 t	10	7 t
無色のカノハ表合命	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	111 t	0 t	110 t	0 t	109 t	0 t	108 t	0 t	107 t	0 t
	(合	計)	(合	計)	(合	·計)		·計)	(合	計)
茶色のガラス製容器	92	2 t	91	l t	90) t	89	9 t	88	3 t
// L * / / * / / / 2及石 相 ***********************************	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	92 t	0 t	91 t	0 t		0 t	89 t	0 t		0 t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	·計)	(合	計)
その他のガラス製容器	69	9 t	68	3 t	67	7 t	66	5 t	65	5 t
C 4 7 1 1 2 7 4 7 7 4 3 2 7 1 1 1 1 1 1	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	69 t	0 t	68 t	0 t	67 t	0 t	66 t	0 t	65 t	0 t
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのも の (原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く。)	9	t	9	t	9	t	9	t	9	t
主として段ボール製の容器	19	5 t	19	3 t	19	1 t	18	9 t	18	7 t
	(合	·計)	(合	計)	(合	計)	(合	·計)	(合	計)
主として紙製の容器包装で		5 t		3 t		1 t		9 t		7 t
あって上記以外のもの	(3110411)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(3110/11)	(独自処理量)	(31100-11)	(独自処理量)	(3110411)	(独自処理量)
	0 t	205 t	0 t	203 t	0 t	201 t	0 t	199 t	0 t	197 t
+11	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	·計)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大	67	7 t	66	3 t	65	ī t	64	1 t	63	3 t
臣が定める商品を充てんするためのもの	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	67 t									
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	·計)	(合	計)
	46	6 t	46	2 t	45	7 t	45	2 t	44	7 t
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主としてプラスチック製の容	466 t	0 t	462 t	0 t	457 t	0 t	452 t	0 t	447 t	0 t
										±1.\
器包装であって上記以外の	(合	計)	(合	計)	(合	·計)	(合	·計)	(合	'計)
		計) t		計) t		計) t		·計) t		·計) · t
器包装であって上記以外の	0		0		0					

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率また、人口変動率は次のとおり設定した。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
51,700 人	51,000 人	50,500 人	50,000 人	49,400 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.4%	99.2%	99.0%	99.0%	98.8%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (第8条第2項第5号)

分別収集は、現在実施中の資源ごみ分別回収、地域集団回収の収集体制を活用して 行う。

分別収集実施主体

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の段階	選別保管の段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶 類	市による定期回収 集 団 回 収 公共施設拠点回収	市 委託業者 民間業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	市による定期回収 集 団 回 収 公共施設拠点回収	市 委託業者 民間業者
紙製容器	紙パック	市による定期回収 集 団 回 収 公共施設拠点回収	市 委託業者 民間業者
段ボール	段ボール	市による定期回収 集 団 回 収 公共施設拠点回収	市 委託業者 民間業者

その他の紙製容器包装	雑誌・雑紙類	市による定期回収 集 団 回 収 公共施設拠点回収	市 委託業者 民間業者
ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収公共施設拠点回収	市委託業者
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	市による定期回収公共施設拠点回収	市委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

現在、収集資源物は、ストックヤード及び民間保管施設で選別、圧縮・梱包、保管している。

ペットボトル及びプラスチック容器の分別収集は、平成12年10月からストックヤードに選別・圧縮設備を整備し実施しており、びん類は平成16年に保管庫を増設した。今後、長野広域連合の動向を見据えストックヤードの拡張を計画していく。

分別収集の用に供する施設

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶 類	コンテナ	パッカー車	民間業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	コンテナ	平ボデイ車	市ストックヤード
紙製容器	紙パック	しばって 排出	パッカー車	民間業者
段ボール	段ボール	それぞれを しばって排出	パッカー車	民間業者

その他の紙製容器	雑誌・雑紙類	それぞれを しばって排出	パッカー車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	ネット	パッカー車	市ストックヤード
その他の プラスチック製容器	プラスチック製 容器包装	指定袋	パッカー車	市ストックヤード

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項第7号)

(1) 環境審議会

学識経験者、市民、事業所、廃棄物回収処理業者及び行政で組織し、一般廃棄物に関する重要な事項を審議する。

(2) 廃棄物減量等推進員

容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の基準にしたがって適正に排出されるように、衛生部長と協力して啓発を行う。

地域のごみ減量化、資源化及び環境美化推進のため、ごみ出しマナー・ごみ分別排出の指導をする。

- (3) 分別収集が正しく出されるためのごみ・資源物ステーションの設置補助制度を継続して実施する。
- (4) 学校、市民団体等の資源回収実施団体に対する支援(報償金)を継続して実施する。
- (5) 長野広域での分別収集区分については容器リサイクル法完全実施による区分で統一化できるよう提案をしたい。